ノ委員長報告ハ修正デアリマス、本案ハ委員長ノ報告通リ決スルニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

【賛成者起立】

○議長（山崎猛君）　起立多數、仍テ本案ハ委員長報告通リ決シマシタ、是ニテ九案ノ第二讀會ハ終了致シマシタ

○山口喜久一郎君　直チニ九案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長（山崎猛君）　山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

【「異議ナシ」ト呼ブ者アリ】

○議長（山崎猛君）　御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ九案ノ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

戰時補償特別措置法案　第三讀會
金融機關再建整備法案　第三讀會
特別和議法案　第三讀會
大藏省預金部等損失特別處理法案　第三讀會
厚生年金保險法及び船員保險法特例案　第三讀會
企業再建整備法案　第三讀會
財産稅法案　第三讀會
財産稅等收入金特別會計法案　第三讀會
企業整備資金措置法を廢止する等の法律案　第三讀會

○議長（山崎猛君）　別ニ御發議モアリマセヌカラ、九案トモ第二讀會議決ノ通リ確定致シマシタ（拍手）是ニテ議事日程ハ議了致シマシタ、明七日ハ會期終了日デアリマスガ、定刻ヨリ本會議ヲ開キマス、議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後三時四十七分散會

官報號外

昭和二十一年十月八日

第九十回帝國議會

衆議院議事速記錄第五十四號

昭和二十一年十月七日（月曜日）
午後二時四十一分開議

議事日程　第五十三號

昭和二十一年十月七日
午後一時開議

第一　帝國憲法改正案（貴族院回付）

第二　通貨安定ニ關スル決議案（大野伴睦君外四名提出）

第三　水産國策樹立實施決議案（石原圓吉君外十三名提出）

第四　飼料政策確立ニ關スル建議案（永井勝次郎君外九名提出）

【朗讀ヲ省略シタ報告】

一、昨六日貴族院カラ回付セラレタ政府提出案ハ次ノ通リデアル

帝國憲法改正案

一、昨六日貴族院ニ於テ本院カラ送付ノ次ノ政府提出案ヲ可決シタ旨、同院カラ通牒ヲ受領シタ

競馬法の一部を改正する法律案

一、議員カラ提出サレタ議案ハ次ノ通リデアル

自作農創設特別措置法案（政府提出）に對する修正案

提出者
富吉　榮二君　三浦寅之助君
麻生　正藏君

帝國憲法改正案（小字及び――は貴族院修正）

日本國憲法

日本國民は、正當に選擧された國會における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、政府の行爲（行動）によつて再び戰爭の慘禍（惨害）が發生（起こる）しないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅（厳粛）な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。――これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基く。

○われらは（わたくしたちは）、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺するものであつて、われらの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義（信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隷從、壓迫と偏狹を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社會に名譽（おいて）ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに專念して他國を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に從ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立（あり）たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高（高遠）な理想と目的を達成することを誓ふ。

○議長（山崎猛君）　直チニ採決致シマス、本案ノ貴族院ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

【賛成者起立】

○議長（山崎猛君）　五名ヲ除キ、其ノ他ノ諸君ハ全員起立、仍テ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ貴族院ノ修正ニ同意スルニ決シマシタ（拍手）之ヲ以テ帝國憲法改正案ハ確定致シマシタ（拍手）

提出者
富吉　榮二君　三浦寅之助君
麻生　正藏君
自作農創設特別措置法案（政府提出）に對する修正案

提出者
大野伴睦君　田中萬逸君
西尾末廣君　武夫君
笹森順造君
（以上十月六日提出）

一、昨六日次ノ通リ特別委員ノ異動ガアツタ

青年禁酒法案（林平馬君外十一名提出）委員

辭任　古賀喜太郎君　補闕加藤高藏君
辭任　山下春江君　補闕白井秀吉君

○議長（山崎猛君）　是ヨリ會議ヲ開キマス、吉田內閣總理大臣ヨリ詔書ヲ傳達セラレマシタ、玆ニ捧讀致シマス――

諸君ノ御起立ヲ望ミマス

【總員起立】

朕は、十月十一日まで四日間、帝國議會の會期の延長を命ずる。

【總員敬禮】

○議長（山崎猛君）　只今ノ出席議員數ハ二百四十七名デアリマス、是ニテ憲法第七十三條第二項ノ議員總數三分ノ二以上ノ定數ハ十分デアリマス、日程第一、帝國憲法改正案、貴族院回付案ヲ議題ト致シマス

第一　帝國憲法改正案（貴族院回付）

帝國憲法改正案
（小字及び――は貴族院修正）

日本國憲法

日本國民は、正當に選擧された國會における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、政府の行爲によつて再び戰爭の慘禍が發生しないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。――これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基く。

○われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺するものであつて、われらの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に委ねようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隷從、壓迫と偏狹を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社會に占めて、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに專念して他國を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に從ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立（あり）たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

○議長（山崎猛君）　此ノ際內閣總理大臣ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス――

吉田內閣總理大臣

【國務大臣吉田茂君登壇】

○國務大臣（吉田茂君）　只今貴族院ノ修正ニ對シ本院ノ可決ヲ得、帝國憲法改正案ハ玆ニ確定ヲ見ルニ至リマシタ（拍手）此ノ機會ニ政府ヲ代表致シマシテ、一言御挨拶ヲ申シタイト思ヒマス、本案ハ三箇月有餘ニ亙リ、衆議院及ビ貴族院ノ熱心愼重ナル審議ヲ經マシテ、適切ナル修正ヲモ加ヘラレ、玆ニ新日本建設ノ礎タルベキ憲法改正案ノ確定ヲ見ルニ至リマシタコトハ、國民諸君ト共ニ洵ニ欣ビニ堪ヘナイ所デアリマス（拍手）

惟フニ新日本建設ノ大目的ヲ達成シ、此ノ憲法ノ理想トスル所ヲ實現致シマスルコトハ、今後國民ヲ擧ゲテ絕大ナル努力ニ俟タナケレバナラナイノデアリマス、政府ハ眞ニ國民諸君ト一體トナリ、此ノ大目的ノ達成ニ邁進致ス覺悟デゴザイマス、玆ニ諸君ノ多日ニ亙ル御心勞ニ對シ感謝ノ意ヲ表明致シマスルト共ニ、所懷ヲ述ベテ御挨拶ト致シマス（拍手）

○議長（山崎猛君）　日程第二、通貨安定ニ關スル決議案ヲ議題ト致シマス、青木孝義君

第二　通貨安定ニ關スル決議案（大野伴睦君外四名提出）

通貨安定ニ關スル決議案

通貨安定ニ關スル決議

速カニ經濟秩序ノ安定ヲ回復シ、新日本經濟ヲ建設シ、國民生活ノ安